

健全化判断比率を表す4つの指標

①一般会計の収支状況を表すものです

実質赤字比率	平成22年度決算	平成21年度決算	早期健全化基準
	—	—	14.87%



算出方法 $\frac{\text{一般会計の赤字額}}{\text{標準的な一般財源の年間収入}}$

一般会計の収支状況を表し、数値が高いほど悪化していることを意味します。平成22年度決算では赤字は発生していません。

(「—」は、当該比率がない(赤字額がない)ことを示しています。)

②洞爺湖町全体の収支状況を表すものです

連結実質赤字比率	平成22年度決算	平成21年度決算	早期健全化基準
	—	—	19.87%



算出方法 $\frac{\text{一般会計及び特別会計の赤字額}}{\text{標準的な一般財源の年間収入}}$

洞爺湖町全体の収支状況を表す指標です。実質赤字比率同様、平成22年度決算では赤字は発生していません。

(「—」は、当該比率がない(赤字額がない)ことを示しています。)

③町の借入金返済の状況を表すものです

実質公債費比率	平成22年度決算	平成21年度決算	早期健全化基準
	25.5%	28.3%	25.00%



算出方法 $\frac{\text{借入金の定期償還にあたる金額}}{\text{標準的な一般財源の年間収入}}$

借入金の返済額が年間収入に占める割合を表します。この数値が25%を超えると早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、国への提出が義務付けられます。町では平成21年度に策定した財政健全化計画により財政の健全化に向かって努めているところです。

④将来に渡っての負担を表すものです

将来負担比率	平成22年度決算	平成21年度決算	早期健全化基準
	155.8%	198.4%	350.00%



算出方法 $\frac{\text{町債残高(町の借金額)、職員の退職金などの将来負担見込額}}{\text{標準的な一般財源の年間収入}}$

一般会計が将来負担すべき実質的な負債額(町債残高のほか、退職手当支給予定額などを表したものです。これにより標準的な年間収入の何年分に相当するか分かります。

資金不足比率について

水道事業などの公営事業会計の全会計の赤字・資金不足を表す比率です

会計名	比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
公共下水道事業特別会計	—	20.0%
簡易水道事業特別会計	—	20.0%

(「—」は、当該比率がない(赤字額がない)ことを示しています。)

監査委員の意見書 健全化判断比率及び資金不足比率の審査を終えた監査委員から9月1日に意見書が町長に渡されました。意見書の内容については、以下のとおりです。

「健全化判断比率については、財政健全化計画の施行により着実に効果が表われており、平成23年度決算をもって早期健全化基準を下回る予定であることから引き続き財政健全化計画を推進し、早期健全化団体からの脱却ができるよう、計画に沿った財政運営に努力されたい。」

◆町では、以上の監査委員の指摘を踏まえ、財政健全化計画に沿った財政運営を着実にを行い、早期健全化団体からの脱却を早期に図るよう町民の皆様との理解と協力を得ながら進めていきたいと考えています。

平成22年度決算
洞爺湖町の財政の
健全化判断比率等
をお知らせします

税務財政課
財政健全化推進グループ
☎74-3003

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」に基づき、財政状況を算定しましたので、お知らせいたします。

平成22年度決算においては、実質公債費比率が引き続き国の基準を上回っており、それ以外については、おむね健全であるという結果になりました。

健全化判断比率にはそれぞれ早期健全化基準があり、これをひとつでも満たしていないと、起債の許可制限などの制約を受けます。

なお、健全化判断比率については、監査委員の審査が義務付けられています。